

証拠申出

昭和三十年のワ四九一四号

昭和三十一年のワ四一七七号

証拠の申出

原告 下田隆一 外二名

同 岩淵文治 外一名

被告 國

右当事者間の損害賠償請求事件につき、左のとおり  
証拠の申出をいたします。

昭和三十六年六月一三日

原告等代理人

弁護士 松井康浩

東京地方裁判所 民事第二四部

御中

一、鑑定

鑑定人

鑑定事項

米国及び米国人が日本国において為した不法行為に対し、被害者たる日本国民が米国の裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した場合

- (一) その準拠法は米国法上、日本民法か米国国内法か。
- (二) 準拠法が米国内法であるとすれば、その法規及びその内容如何。